

## 運輸支局等の検査窓口における紙の保安基準適合証及び 自動車損害賠償責任保険証明書の取り扱いの廃止について

国土交通省においては、自動車所有者や自動車販売事業者の自動車売買等における手続き負担の軽減を図るため、自動車保有関係手続きのワンストップサービスの拡大をはじめとする自動車保有関係手続きのDX化を進めており、その一環としてOSS申請が始まる当初「一定の期間を定め、継続検査の申請に当たっては、OSS・非OSSの如何にかかわらず原則電磁的方法により保安基準適合証を提出して頂く」旨周知されたところです。

今般、国土交通省においては、運輸支局等の検査窓口のDX化のため、令和10年1月以降、検査窓口における受付は、申請者が自ら「自動受付機」により行うこととし、紙の保安基準適合証及び自動車損害賠償責任保険証明書の取扱いを原則廃止予定とされました。

つきましては、下記についての対応がまだ出来ていない事業場、特に指定工場におかれましては、電子保安基準適合証システムに慣れていただく期間が必要と考えますので早めの対応をお願いします。

### 記

- (1) 指定工場・・・令和10年1月以降、紙の保安基準適合証の様式の作成・配布は行われませんので、電子保安基準適合証システムを利用できる体制の準備や自賠責保険はe-JIBAIかONE-JIBAIを利用し、登録情報処理機関報告契約での登録をお願いします。
- (2) 認証工場・・・令和10年1月以降、自賠責保険はe-JIBAIかONE-JIBAIを利用し、登録情報処理機関報告契約での登録をお願いします。

以上

本件に関するお問い合わせは、業務一課まで